

# 副 本

令和4年(ネ)第166号 自衛隊南スーダンPKO派遣差止等請求控訴事件

控訴人 平和子

被控訴人 国

## 答弁書

令和4年9月28日

札幌高等裁判所第2民事部口係 御中

被控訴人指定代理人

〒060-0808 札幌市北区北八条西二丁目1番1

札幌法務局訟務部(送達場所)

(電話 011-709-2311 内線 2142)

(FAX 011-700-2718)

部 付 唐 津 祐 吾  


上席訟務官 松 下 洋  


法務事務官 石 森 茗  


〒100-0014 東京都千代田区永田町二丁目4番12号

内閣官房国家安全保障局

内閣事務官 松 村 茜  

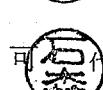

内閣事務官 小 野 翔 平  


〒100-8970 東京都千代田区霞が関三丁目1番1号

内閣府国際平和協力本部事務局

内閣府事務官 日ノ澤 寿 行 宝代  


内閣府事務官 村 松 刚 宝代  


内閣府事務官 松 田 愛 可 宝代  


内閣府事務官 深 津 亮 介 宝代  


〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5番1号

防衛省大臣官房訟務管理官

防衛書記官 岩 脇 誠 宝代  


防衛省大臣官房訟務管理官付  
防衛部員 高 村 康 德 宝代  


防衛部員 清 水 聰 史 宝代  


防衛部員 平 山 恵 美 子 宝代  


防衛部員 井 上 靖 雄 宝代  


防衛部員 鍋 谷 広 志 宝代  


防衛部員 佐々木 香保里 宝代  


防衛部員 林 田 泰 幸 宝代  


防衛事務官 蓮 見 真 澄 宝代  


防衛事務官 田口 武 代

防衛事務官 高嶋範 子 代

防衛事務官 安藤 聖 代

防衛事務官 北村 陽 明 代

防衛事務官 古橋 拓 地 代

防衛事務官 菅原 大 義 代

防衛省防衛政策局防衛政策課

防衛部員 織田 雄 田代

防衛部員 鈴木 健太 郎 代

防衛部員 川西 貴 史 代

防衛部員 森田 航一 朗 代

防衛事務官 鈴木 陽 代

防衛事務官 辻 陽 代

防衛省防衛政策局運用政策課

防衛部員 永田 洋 介 代

防衛部員 柳田 夏 寒 代

2等海佐 松本 六 宏 代

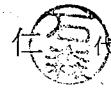
2等陸佐 藤原 宏 国 代

防衛事務官 加藤 雄也



防衛省統合幕僚監部首席参事官付

防衛事務官 小野 弥



防衛事務官 宮田 一



防衛事務官 上野 和



防衛省統合幕僚監部首席法務官付

防衛技官 江藤 和範



## 目 次

第 1 控訴の趣旨に対する答弁	6
第 2 被控訴人の主張	6
1 はじめに	6
2 控訴人の国賠法に基づく請求は、国賠法上の違法性の判断に入るまでもなく理由がないこと	7
(1) 国賠法上の違法について	7
(2) 平和的生存権に具体的権利性を認めることはできないこと	8
(3) 控訴人に係る個別的事情を踏まえても、控訴人の具体的権利ないし人格的利益が侵害されたものと認めることはできないこと	9
第 3 結語	10

## 第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。
- 3 仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、
  - (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
  - (2) その執行開始時期を判決が被控訴人に送達された後14日経過した時とすることを求める。

## 第2 被控訴人の主張

### 1 はじめに

被控訴人の事実上及び法律上の主張は、被控訴人が原審の口頭弁論において述べたとおりであって、原判決は、本件差止めの訴えに係る請求を棄却した部分を除き正当である。

本件差止の訴えにつき、原判決が、これが適法なものであることを前提に本件差止の訴えに係る請求を棄却した判断は、被控訴人の答弁ないし主張とは異なるものである。仮にこの点に係る原判決の判断が相当であるとすれば、本件控訴に理由がないことは、原判決の判示内容及び被控訴人の原審における主張から明らかであるということができる。

これに対し、控訴人は、2022年6月17日付け控訴理由書（以下「控訴理由書」という。）において、原判決には誤りがある旨ある主張する。しかし、その内容は、いずれも原審における主張を繰り返すものか、控訴人独自の見解に基づいて原判決を論難するものにすぎず、これらに理由がないことは、原審における被控訴人の主張及び原判決の判示から明らかである。

なお、本件国賠請求を棄却した原判決の結論は、本件と同種の訴訟である安保関連法に関する国家賠償請求訴訟における各裁判所の判決の結論と軌を一に

するものであり、正当である（これらの訴訟のうち、高松高等裁判所令和4年1月17日判決（乙第22号証）については、同訴訟の一審原告らの請求が棄却され、同人らによる上告及び上告受理申立てがされたところ、最高裁判所令和4年8月9日第三小法廷決定は、上告棄却、上告不受理決定をした（乙第23号証）。）。

以下、控訴理由書における控訴人の主張に対し、必要と認める範囲で反論する。

なお、略語等は、本書面で新たに定義するもののほかは、原判決の例により、原判決が定義していないものについては、原審における答弁書（以下「原審答弁書」という。）及び被控訴人（原審被告）の準備書面の例による。

## 2 控訴人の国賠法に基づく請求は、国賠法上の違法性の判断に入るまでもなく理由がないこと

### （1）国賠法上の違法について

原審答弁書第5の2(1)（40ページ）及び原審における被告の第2準備書面（以下「原審被告第2準備書面」という。）第2の1（5ないし7ページ）で述べたとおり、国賠法1条1項の違法は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個々の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反した場合に認められるところ（職務行為基準説）、かかる違法性判断の前提として、当該公務員の行為が控訴人の具体的な権利ないし法的利益を侵害していることを要し、国賠法に基づく請求が認められるためには、少なくとも、控訴人の具体的な権利ないし法的利益が存在し、かつ、これが公権力の行使に当たる公務員の職務に関する行為により侵害されたことが必要である。

したがって、そもそも控訴人に、国賠法上の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益が存在しない場合には、公権力の行使に当たる公務員の職務行為が国賠法上違法となる余地はなく、その場合には、当該公務員の職務行為の違法性の判断（個々の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反し

たか否かの判断)に入るまでもなく、当該請求は理由がない。

そして、後記(2)及び(3)で述べるとおり、控訴人が被侵害利益として主張する内容の平和的生存権は、国賠法上の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益であるとはいえないため、控訴人の主張は理由がない。

以下、詳述する。

## (2) 平和的生存権に具体的権利性を認めることはできないこと

控訴人は、名古屋高裁平成20年判決を参考するなどして、平和的生存権の根拠規定、享有主体、成立要件、法律効果等について述べ、平和的生存権の具体的権利性が肯定される旨主張する（控訴理由書48ないし54ページ）。

しかし、控訴人が主張する平和的生存権について具体的権利性などが認められず、国賠法上の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益とはいえないことや、原告が主張の根拠とする名古屋高裁平成20年判決には先例としての価値がないことについては、原審答弁書第5の2(2)イないしオ（40ないし43ページ）及び原審被告第2準備書面第2の2(2)イ（9ないし13ページ）で述べたとおりである。

原判決も、「憲法の前文は、憲法の「崇高な理想と目的」を示すものであり（前文第4段）、基本的人権は、第3章の各規定によって保障する趣旨であると解するのが自然であること、「平和」という概念が、国民各自の思想、信条、世界観、歴史観等によって多義的に解釈され得るものであり、かつ、それを達成し確保するための手段や方法も、複雑に変化する国際情勢に応じて多種多様なものがあり得ることに照らすと、憲法の前文から直ちに平和的生存権が具体的な権利として保障されているものと解することはできない。」、「憲法9条も、国の統治機構ないし統治活動についての規範を定めたものであって、具体的な国民の権利を直接保障したものと解することはできない。」、「憲法13条を含む第3章の各規定についても、前記の「平和」概

念の多義性等に照らすと、同規定から平和的生存権の内容を一義的に導き出すことは困難といわざるを得ない。したがって、平和的生存権が一般的にみて具体的な権利であり、国家賠償法上も保護された権利ないし利益であるということはできない。」（原判決17及び18ページ）と正当に判示している。

したがって、控訴人の上記主張は理由がない。

(3) 控訴人に係る個別的事情を踏まえても、控訴人の具体的権利ないし人格的利益が侵害されたものと認めることはできないこと

控訴人は、自らの経歴、家族関係等をもつて主張し、これらの事情に基づき、控訴人に具体的権利としての平和的生存権が基礎づけられる旨主張する（控訴理由書54ないし61ページ）。

しかし、控訴人が個別的事情に基づき平和的生存権として主張する権利ないし利益の内容は、南スーダンにおける国際平和協力業務を自衛隊の部隊に行わせることについて、これに反対する控訴人の主義・主張が受け入れられず個人としての感情が害される、あるいは自衛隊員である子が派遣されのではないかといった漠然とした不安感を抱いたという域を超えるものではないのであって、そのような内容をもつて具体的権利性が認められると解する余地はない。

原判決も、「原告を含む自衛隊員の家族が抱くこの不安等は、当該自衛隊員の生命身体等に危害が生じ又はその危険があることに由来して生じるものであって、不安等を感じる主体に家族が含まれるとしても、その侵害される権利ないし利益の主体は、当該自衛隊員自身というべきである。」、「その侵害に対して家族が不安を感じたからといって、直ちに当該家族の法的に保護される利益が侵害されたとみることはできない。」、「本件において、（中略）原告の子が実際に派遣されることはなかったというのであり、原告の子の生命身体等に具体的な危険が及んでいるとも認められないから、原告の不安は、

なお一般的な不安の域を出るものではないといわざるを得ない。」、「これらのこと照らすと、原告の経歴・職業及び派遣される可能性のある自衛隊員の母であることを前提にUNMISへの自衛隊の派遣が原告に精神的苦痛を与えるとする点も、原告の主張する内容が具体的権利性を有することを理由付けるものであるということはできない。そうすると、具体的権利性が認められる原告の人格権ないし人格的利益が侵害されたということはできない。」（原判決21及び22ページ）と正当に判示している。

したがって、控訴人の上記主張は理由がない。

### 第3 結語

よって、原判決のうち、本件国賠請求に係る控訴人の請求を棄却した原判決は正当であり、また、本件差止めの訴えについては、不適法といわざるを得ないが、仮にこれが適法とされるとしても、本件控訴は理由がないというに帰する。

したがって、本件控訴は速やかに棄却されるべきである。

以上